

## 諮 問 事 項

「東京都消費生活条例に基づく保証表示のあり方及び指定する商品等の見直しについて」

## 諮 問 の 趣 旨

東京都では、東京都消費生活条例に基づき、消費者が商品又はサービスを購入するにあたり、その保証の内容について正確な情報を得ることができるように、商品等を指定し、事業者が保証表示を行う場合の必要な表示事項・方法等を定めている。

昭和50年の条例施行以来これまで必要に応じて商品等の指定を行ってきたが、消費者をとりまく社会経済状況が大きく変化し、商品等の多様化や複雑化が一層進む中で、流通実態や消費行動の変化等も踏まえ、保証表示のあり方及び指定する商品等の見直しについて、検討審議を諮問するものである。